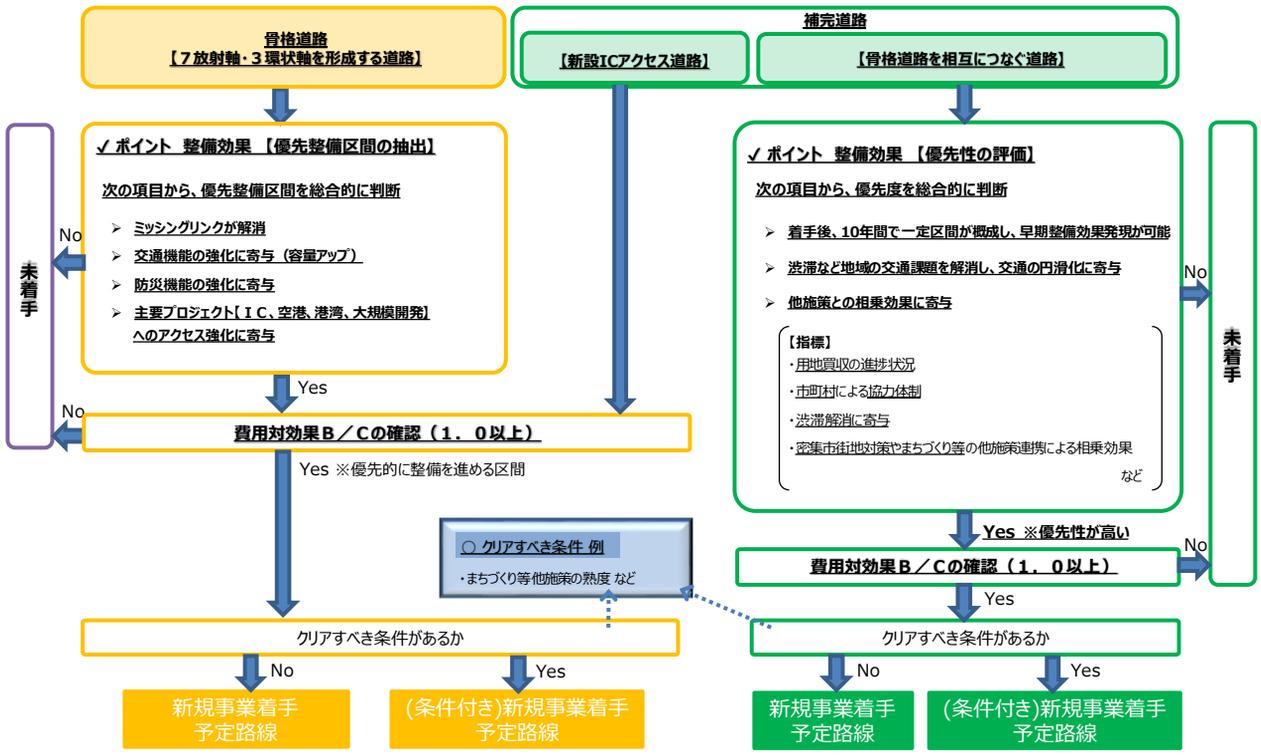


【道路ネットワークの機能強化】新規着手事業の考え方



歩道整備事業の実施の考え方

- ① 重点化区間を決定する視点については、通学路交通安全プログラム・未就学児童の移動経路における緊急合同点検の要対策箇所の視点を追加します。
- ② 早期効果発現の観点から市町村の事業への協力体制や、沿道地権者の用地買収の協力度など地域状況を総合的に勘案し、優先整備区間を定め、事業中箇所の進捗状況に応じ事業化（整備着手）を検討します。
- ③ 事業着手に至らない箇所においては、大型車の多寡や、幅員狭小など歩行者の安全確保の観点から緊急性が高い場合は、現道内の交通安全対策に努めます。

【対象路線】

○歩道未整備（歩道幅員2.0m未満のものを含む）の道路

◎ 次の要件のいずれかに該当

- ◆ 通学路・通学路交通安全プログラム指定・未就学児の移動経路における緊急合同点検の要対策箇所のいずれかに位置づけ
- ◆ 歩行者交通量、自転車交通量の両方が多い（歩行者600人/12H以上かつ自転車700台/12H以上）
- ◆ バリアフリー法に基づく特定道路及び生活関連経路に位置づけ



注：ただし、例外として要望区間の大半部分が沿道地権者の用地協力が確実に得られる、かつ市町村の協力が得られるなど、短期間で事業完了が見込まれる区間は、事業費や利用状況を勘案し、優先整備区間外であっても事業化を検討